

福山市自治会連合会表彰規程

昭和50年6月5日

規程第1号

(表彰)

第1条 福山市自治会連合会(以下「この会」という。)は、住民の福祉増進のため自治会(町内会)活動を積極的に推進し、その業績が極めて顕著な自治会(町内会)長及び連合会長をこの規程により表彰する。

(基準)

第2条 この会の表彰は次の基準により、これを行う。ただし、同種の表彰は再びこれを行わない。

(1) 単位自治会(町内会)長に通算10年以上在任した者

(2) 連合会長に通算5年以上在任した者

(在任期間)

第3条 前条に規定する在任期間は満年をもって計算する。

ただし、1年に満たない端数は1年とする。

(表彰と時期)

第4条 表彰は、表彰状と記念品を贈呈し、毎年1回行うものとする。

(推せん)

第5条 この表彰該当者の推せんは連合会長が文書をもって本会の会長に提出するものとする。

附 則

この規程は、昭和50年6月5日から実施する。

附 則

この規程は、昭和53年3月28日から実施する。

附 則

この規程は、昭和61年10月30日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年6月2日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年6月11日から実施する。